

配置予定技術者(監理技術者)の専任要件の緩和について

神奈川県(企業庁、教育委員会、警察本部を含みます)が発注(兼務する工事と、兼務の相手方とする工事の双方とも同様です)し、一定の条件を満たす工事について、監理技術者の専任に関する要件を、当面の間、次のように緩和します。

※ 令和3年8月1日より発注する工事との兼務で、該当する工事が対象となります。

1 特例監理技術者の専任要件の緩和について

監理技術者の配置が必要となる建設工事について、監理技術者を補佐する者を配置するときは、監理技術者の複数現場の兼務を認めるものです(※)。このとき、兼務を行う監理技術者を『特例監理技術者』、特例監理技術者を補佐する者を『監理技術者補佐』とよびます。なお特例監理技術者は、本工事を含め2件まで兼務を認めます。

(※) 一定の条件を満たす場合であっても、工事の内容等により、監理技術者を専任で配置することを要件とする工事があります。(入札公告兼)入札説明書を必ずご確認ください。

特例監理技術者の兼務を認めない工事

- ・ 請負代金額が1億5千万円以上の工事
- ・ 請負代金額に拘らず総合評価落札方式(簡易型以上)の工事
- ・ 神奈川県(企業庁、教育委員会、警察本部を含む)発注以外の工事
- ・ 発注者が兼務を認めないと指定した工事

2 特例監理技術者の配置要件(全て満たすこと)

- ア 特例監理技術者の職務を補佐する者として、『監理技術者補佐』を専任で配置すること。
- イ 兼務できる工事の範囲が、神奈川県内の工事であること。
- ウ 施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- エ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制とすること。
- オ 特例監理技術者は、監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

3 監理技術者補佐の資格要件(全て満たすこと)

- ア 一級施工管理技士補の資格を有する者又は一級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。
- なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- イ 競争参加資格確認申請日以前に、入札参加者と直接的かつ恒常的な3か月以上の雇用関係にあること。

4 入札時の手続きについて

- ・ 兼務を希望する場合は、落札候補者となった際に、速やかに兼務の意思を発注者に伝えるとともに、兼務の相手方となる工事の発注者に「専任を要する監理技術者の兼務届出書」(別添様式)を正副2通提出し、副本に当該者の押印を受けてください。
- ・ 事後審査中の発注者に、配置予定技術者届や現場代理人兼務届等の従前の書類のほか、前記「専任を要する監理技術者の兼務届出書」の副本を提出し、発注者の審査を受けてください。

5 その他

- ・ 本件緩和措置は、営業所における専任の技術者には、適用されません。
- ・ 兼務を認めた工事において、施工中に、兼務中の1件の工事が完了した場合は、特例監理技術者から監理技術者に変更となります。